

- ISGウィンターチャレンジ …2面
- あなたのチャレンジで市川にガーデニングの輪を広げよう …4面
- 室温20℃で心地よく過ごそう“WARM BIZ” …5面
- 水木洋子 秀作テレビドラマを見る会 …8面

広報いちかわは新聞折り込みでお届けするほか、市内各駅の広報スタンドと公共施設で配布しています。入手困難な方で自宅への配布をご希望の場合は、広報広聴課へお問い合わせください。

市役所へ市県民税の申告

申告が必要な方

次の要件に当てはまる方は、市県民税の申告が必要です。

- 平成25年1月1日現在、市川市に住んでいた方、または住んでいる方で、平成24年中に所得のあった方。
- 平成25年1月1日現在、市川市に住んでいないが、市内に事務所や事業所または家屋敷を有する方。

給与所得者の場合、通常申告する必要はありませんが、次に当てはまる方は申告が必要です。

- ①勤務先から市川市へ給与支払報告書が提出されていない方。
- ②給与所得のほかに、不動産などの所得があった方。

給与所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告の必要はありませんが市県民税の申告は必要です。

※扶養されている方、学生などで申告書を送られてきた方は、申告書の裏面に記載のうえ提出してください(非課税証明書などの資料になります)。

※公的年金等のみの支給を受けている方は、通常申告する必要はありません。ただし、日本年金機構などへ報告した扶養人数に異動が生じた場合、社会保険料や国民健康保険税または生命保険料・損害保険料などを自分で支払った場合、障害者控除の追加などの場合には、所得金額から控除されますので申告してください。

税の申告 お早めに

申告期間

3月15日 金 まで

市県民税・所得税の申告の受け付けが、2月18日(月)から始まります。平成24年度の市県民税の申告をしている方には、市県民税申告書を2月7日(木)に発送します。申告書の提出は郵送でも受け付けていますが、期限内に届くようお願いします。

申告をしなくてもよい方

給与所得だけの方で、勤務先から給与支払報告書が市川市へ提出されている方。

- 税務署へ平成24年分の確定申告書を提出した方、または提出する方。
- 公的年金等のみの支給を受けている方(日本年金機構などから公的年金等支払報告書が市に提出されます)。

申告をするときに必要なもの

- 印鑑
- 平成24年中の所得を証明する書類(源泉徴収票や収入の明細・帳簿類など)
- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料等、医療費などの領収書または証明書、障害者控除を受けるための証明書または認定書

申告会場

- 市役所2階税フロア(市民税課)
 - 行徳支所2階多目的ホール
- 2月18日(月)～3月15日(金)

※土・日・曜日は休み。ただし、2月24日・3月3日の日曜日は市県民税申告書の收受、確定申告書用紙の配布・医療費や控除の追加などの作成済みの確定申告の仮收受を行います。

問い合わせ・提出先

- 市県民税 市役所市民税課 ☎334-1116(〒272-8501八幡1-1-1)
行徳支所税務課 ☎359-1115(〒272-0192末広1-1-31)
確定申告 市川税務署 ☎335-4101(〒272-8573北方1-11-10) ※納税には安心、便利な口座振替をご利用ください

税務署からのお知らせ

※税務署の駐車場は5月中旬まで利用できません。
※税務署は、土・日曜日、祝日は閉庁しています。ただし、2月24日・3月3日の日曜日は確定申告書作成のアドバイス・申告書の受け付けのため、開庁します。

申告書は自分で書いて早めに提出を

平成24年分の申告書の相談・提出・納税は
【所得税】2月18日(月)～3月15日(金)
【贈与税】2月1日(金)～3月15日(金)
【個人事業者の消費税・地方消費税】
4月1日(月)まで

確定申告書の作成には、便利な国税庁ホームページをご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、所得税の確定申告書、青色決算書・収支内訳書、消費税の確定申告書、贈与税の申告書を作成できます。プリントアウトしてそのまま確定申告書として税務署に提出してください。
【国税庁ホームページのアドレス】www.nta.go.jp

給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出について

「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書、および「平成24年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出期限は1月31日(木)です。法定調書の提出には、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。詳しくは、市川税務署管理運営部門へお問い合わせください。

国税電子申告・納税システム(e-Tax)で申告するとメリットがいっぱい

- 「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接、税務署に送信することができます。
 - 最高で3,000円の税額控除を受けることができます。(ただし、平成19年から24年分です。いずれか1回のみ)
 - 源泉徴収票や医療費の領収書など第三者作成書類の添付書類が省略できます。
 - 還付金が還付されるまでの期間が短くなります。
- 【e-Taxホームページのアドレス】www.e-tax.nta.go.jp

平成26年1月から記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大

個人で事業や不動産貸付などを行う方全てが、記帳や帳簿などの保存が必要になります。所得税の申告が必要のない方も、同制度の対象となりますので、ご注意ください。

税理士会による無料申告相談

※税理士会の無料申告相談は、小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告が対象です(退職所得、住宅借入金等特別控除の相談は行いません)
※いずれも譲渡所得、贈与税、相続税の相談は行いません
※源泉徴収票、計算用具、筆記具、印鑑等をご持参ください
※来場者多数の場合は、早めに受け付けを締め切ることがあります
※各会場ともお車での来場はご遠慮ください

会場	日程	時間
浦安市文化会館	2月1日(金)～2月15日(金) ※木・土・日曜日、祝日を除く	午前9時30分～正午 午後1時～3時
行徳文化ホールI&I アイ・リンクルーム (市川駅行政サービスセンター内)	1月29日(火)・30日(水)、 2月4日(月)・6日(水)～8日(金)	
旧北消防署第一研修室	2月12日(火)	午前10時～正午 午後1時～3時
税理士会市川支部事務局 (南八幡3-3-16アグレ本八幡202)	2月22日(金)	午前9時30分～正午 午後1時～3時